

今後の進め方について

2016年12月5日

資源エネルギー庁

各制度の導入時期の考え方

- 11月の第2回小委、及び前回WGにおける議論を通じて、現在検討中の制度については、総合的な判断に基づき、可能な限り導入時期の整合を図っていく必要があるという考え方が共有された。
- 他方で、個別の状況に鑑み、早く措置出来るものは早く行うことも重要であるという意見も述べられたところ、各施策についての導入時期を検討する上での考え方については、以下のとおり整理されるのではないかと。

【基本的な考え方】

- ✓ いずれの制度も、今後も引き続き、詳細制度設計やシステム対応等を行う必要がある。
- ✓ そのため、各制度は2020年度を目安に導入を目指すことを想定して詳細な検討を進めることを原則とし、それぞれの事情等に鑑み、導入時期を前後させることとする。

【非化石価値市場】

- ✓ FIT法改正により、一般送配電事業者によるFIT電源の買取及び取引所経由の販売が来年度から開始。
- ✓ このため、非化石価値取引市場の整備は、FIT電源については2017年度中の開始を目途とし、非FIT電源については、FIT電源の取引開始後、できるだけ早い時期に取引を開始できるように努める。

【連系線利用ルールの見直し（間接オークション）】

- ✓ 2019年に北海道・本州間連系設備の増強が予定され、遅くともそれまでに導入する必要。
- ✓ 技術的な観点からは、システムの信頼性等に特段の支障がない限り、最速2018年4月から導入可能であるため、2018年度の早い段階での導入を目指す。
- ✓ 同時に、今後の投資活動に与える影響の観点から、一定期間の経過措置を設ける。

【連系線利用ルールの見直し（エリア間値差ヘッジ商品）】

- ✓ ベースロード電源市場の設計次第では、その利用者も値差リスクを負うことになるため、ベースロード電源市場による卸電力市場（先渡市場）活性化を見据え、同市場創設までに導入を行う。

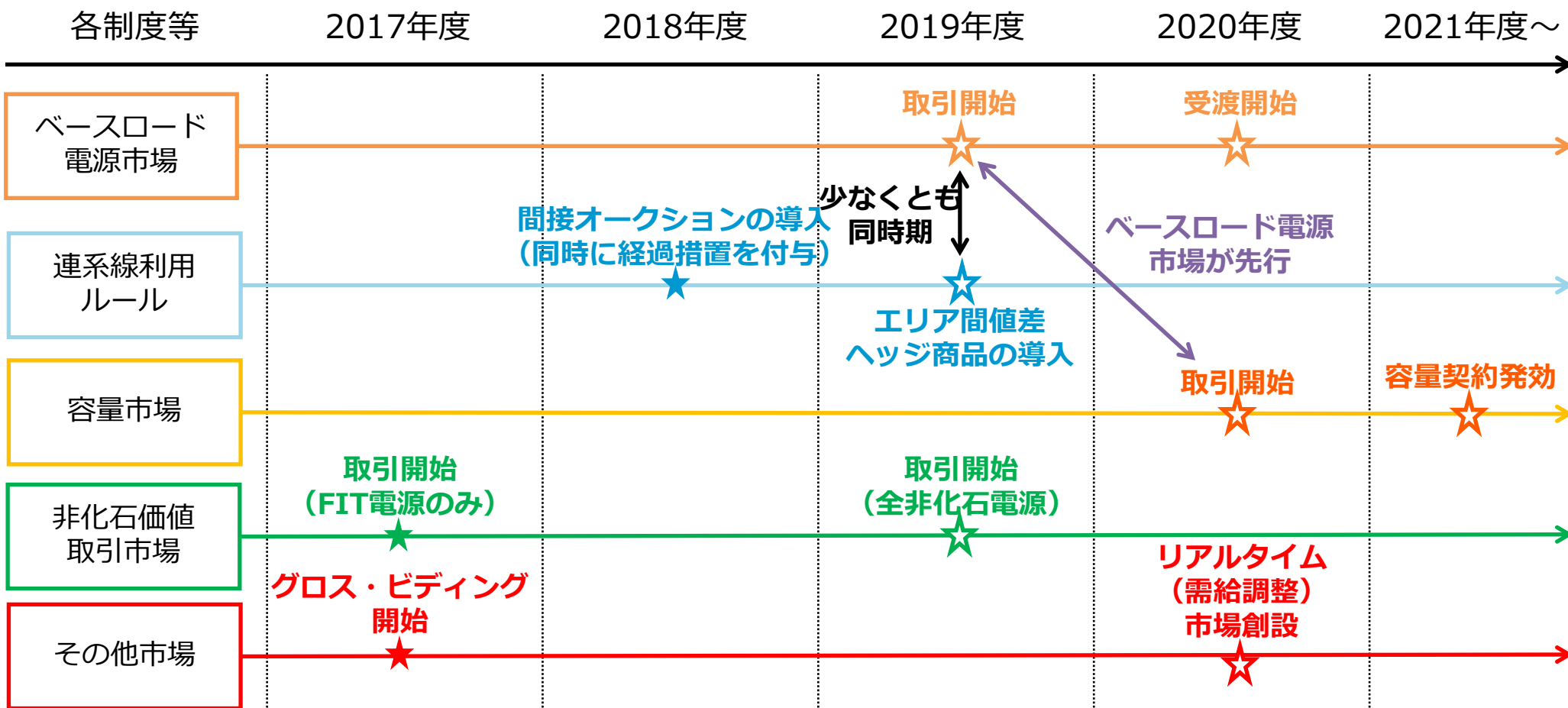
【ベースロード電源市場と容量市場】

- ✓ 容量市場は卸電力市場に電力取引が移行する中で必要な仕組みであることに鑑み、ベースロード電源市場を容量市場よりも先行させる。

各制度の導入時期について（案）

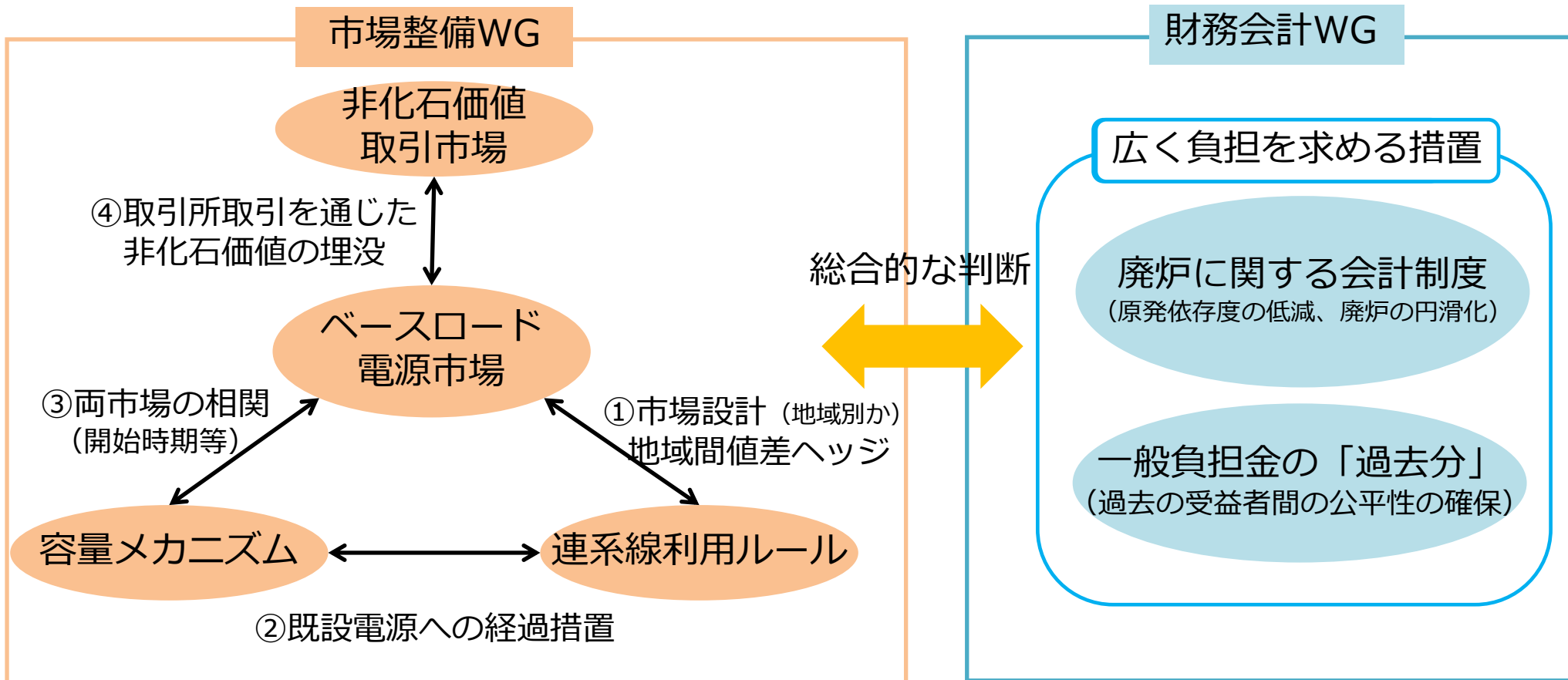
- 個別事情、並びに全体の整合性に鑑み、今後、各制度の導入時期等を以下のとおり設定することとしてはどうか。

★：導入目標
☆：導入目安



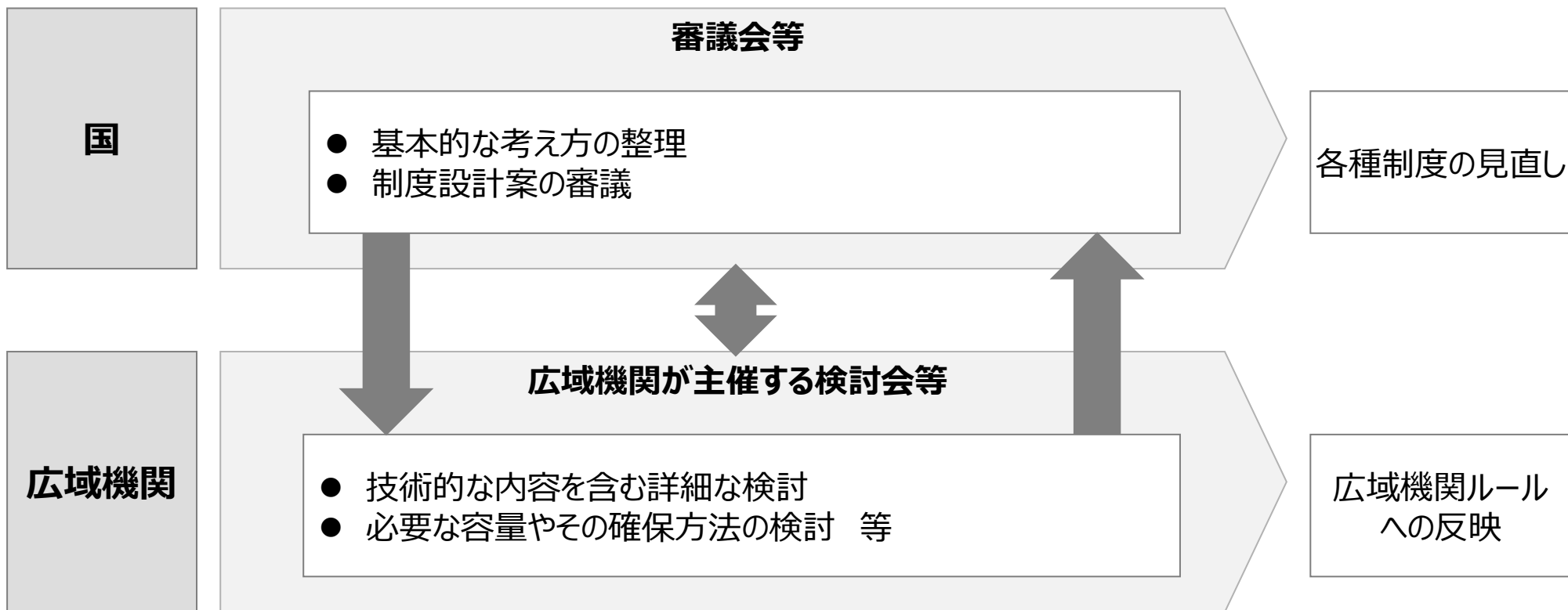
各WGにて議論されている各制度の関係と総合的な判断の必要性

- 市場整備WG、財務会計WGでそれぞれに検討がなされている制度については、個別の項目毎ではなく、全体を俯瞰した検討が必要ではないか。



容量市場における広域機関の役割と今後の検討の進め方

- 容量市場の管理等に当たっては、①全電気事業者が加入する中立機関であること、②供給計画のとりまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があることといった理由から、広域機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすこととしてはどうか。
- また、今後は技術的な内容も含め、詳細設計を更に検討をすることになるが、当該事項については、広域機関において検討し、検討された制度設計案については、適切なタイミングで、国が関連する審議会等で審議することとしてはどうか。



本WGにおいて御議論いただいた内容の今後の取り扱い

- これまで本WGにて御議論いただいた内容については、各制度毎に①制度の意義、②基本的な考え方、③それぞれの関係性も含む留意事項等の観点に基づき事務局にて整理し、今後、小委員会における議論も経て作成される、「中間取りまとめ」の中に反映することとしてはどうか。

各制度	主な意義
ベースロード電源市場	新電力もベースロード電源へのアクセスを可能とすることで、小売競争及び卸電力市場の活性化を通じ、電気料金を最大限抑制し、事業者の事業機会及び需要家の選択肢を拡大する
連系線利用ルール	公正な競争環境の下で送電線の利用を促すことで、広域メリットオーダーの達成及び競争活性化を通じ、電気料金を最大限抑制し、事業者の事業機会及び需要家の選択肢を拡大する
容量メカニズム	総括原価方式の撤廃・再エネの大量導入の中でも、一定の投資回収の予見性を確保し、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力を確保することで、電気料金の安定化を図る
非化石価値取引市場	取引の中で埋没する非化石価値を顕在化し、取引可能とすることで、小売事業者の高度化法目標達成の後押しを行うとともに、FIT制度による国民負担軽減、事業者の事業機会、環境価値を評価する需要家の選択肢を拡大する